

○乳及び乳製品の成分規格等に関する命令における規定（抜粋）
（昭和二十六年厚生省令第五十二号）

第二条

38 この命令において「調製粉乳」とは、生乳、牛乳、特別牛乳若しくは生水牛乳又はこれらを原料として製造した食品を加工し、又は主要原料とし、これに乳幼児に必要な栄養素を加え粉末状にしたものをいう。

39 この命令において「調製液状乳」とは、生乳、牛乳、特別牛乳若しくは生水牛乳又はこれらを原料として製造した食品を加工し、又は主要原料とし、これに乳幼児に必要な栄養素を加え液状にしたものをいう。

第三条 乳等に関し、法第十条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合並びに法第十三条第一項に規定する成分規格及び製造等の方法の基準については、別表に定めるところによる。

別表

二 乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準

(三) 乳製品の成分規格並びに製造及び保存の方法の基準

(23) 調製粉乳

成分規格

乳固形分 五〇・〇%以上

水分 五・〇%以下

細菌数（標準平板培養法で一g当たり） 五〇、〇〇〇以下

大腸菌群 陰性

(24) 調製液状乳

1 成分規格

発育し得る微生物 陰性

2 製造の方法の基準

牛乳のうち、摂氏一〇度以下で保存することを要しないものの例によること。

3 保存の方法の基準

常温を超えない温度で保存すること。

(五) 乳等の成分又は製造若しくは保存の方法に関するその他の規格又は基準

(4) 無糖練乳、無糖脱脂練乳、加糖練乳、加糖脱脂練乳、全粉乳、脱脂粉乳及び加糖粉乳にあつては他物（次の表の上欄の区分に従い、同表中欄に掲げる添加物で同表下欄に定める量を超えずに使用されるもの並びに加糖練乳、加糖脱脂練乳又は加糖粉乳に使用されるしょ糖並びに脱脂粉乳中のたんぱく質量の調整のために使用される乳糖及び生乳、牛乳、特別牛乳、生水牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳又は無脂肪牛乳からろ過により得られたものを除く。）を使用しないこと。ただし、その種類及び混合割合につき内閣総理大臣の承認を受けた添加物については、この限りでない。

乳製品	添加物	使用量
無糖練乳 無糖脱脂練乳	塩化カルシウム クエン酸カルシウム クエン酸三ナトリウム 炭酸水素ナトリウム 炭酸ナトリウム（結晶） 炭酸ナトリウム（無水） ピロリン酸四ナトリウム（結晶） ピロリン酸四ナトリウム（無水） ポリリン酸カリウム ポリリン酸ナトリウム メタリン酸カリウム メタリン酸ナトリウム リン酸水素二ナトリウム（結晶） リン酸水素二ナトリウム（無水） リン酸二水素ナトリウム（結晶） リン酸二水素ナトリウム（無水） リン酸三ナトリウム（結晶） リン酸三ナトリウム（無水）	単独で製品一 k g につき二 g、組合せで製品一 k g につき三 g（ただし、結晶にあつては無水に換算）
加糖練乳 加糖脱脂練乳	クエン酸カルシウム クエン酸三ナトリウム 炭酸水素ナトリウム 炭酸ナトリウム（結晶） 炭酸ナトリウム（無水） ピロリン酸四ナトリウム（結晶）	単独で製品一 k g につき二 g、組合せで製品一 k g につき三 g（ただし、結晶にあつては無水に換算）

	ピロリン酸四ナトリウム（無水） ポリリン酸カリウム ポリリン酸ナトリウム メタリン酸カリウム メタリン酸ナトリウム リン酸水素二カリウム リン酸水素二ナトリウム（結晶） リン酸水素二ナトリウム（無水） リン酸二水素ナトリウム（結晶） リン酸二水素ナトリウム（無水）	
	乳糖	製品一k gにつき二g
全粉乳 脱脂粉乳	クエン酸三ナトリウム 炭酸水素ナトリウム 炭酸ナトリウム（結晶） 炭酸ナトリウム（無水） ピロリン酸四ナトリウム（結晶） ピロリン酸四ナトリウム（無水） ポリリン酸カリウム ポリリン酸ナトリウム メタリン酸カリウム メタリン酸ナトリウム リン酸水素二ナトリウム（結晶） リン酸水素二ナトリウム（無水） リン酸三ナトリウム（結晶） リン酸三ナトリウム（無水）	単独又は組合せで製品一 k gにつき五g（ただし、 結晶にあつては無水に換 算）
加糖粉乳	クエン酸三ナトリウム 炭酸水素ナトリウム ピロリン酸四ナトリウム（結晶） ピロリン酸四ナトリウム（無水） ポリリン酸カリウム ポリリン酸ナトリウム メタリン酸カリウム メタリン酸ナトリウム リン酸水素二ナトリウム（結晶） リン酸水素二ナトリウム（無水） リン酸三ナトリウム（結晶）	単独又は組合せで製品一 k gにつき五g（ただし、 結晶にあつては無水に換 算）

	リン酸三ナトリウム（無水）	
--	---------------	--

- (5) 調製粉乳及び調製液状乳にあつては乳（生山羊乳、殺菌山羊乳及び生めん羊乳を除く。）又は乳製品のほか、その種類及び混合割合につき内閣総理大臣の承認を受けて使用するもの以外のものを使用しないこと。